

2022年7月29日

一般財団法人東京都スキー連盟  
加盟団体長各位

一般財団法人東京都スキー連盟  
総務本部長 長谷川春彦

加盟団体等に関する規則の変更について(お知らせ)

平素より本連盟事業に対してご理解、ご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。  
標記について、2022年7月23日の臨時評議員会において、下記のとおり規則改正が可決決議されましたので、お知らせ致します。

記

改正日：2022年7月23日

改正内容：一般財団法人東京都スキー連盟加盟団体等に関する規則第2章第2条

改正前：

(加盟申請)

第2条 所在地が東京都内にあり、かつ、第17条に定める登録会員が20名以上所属するスノースポーツ団体は、本連盟に加盟を申請することができる。

改正後：

(加盟申請)

第2条 所在地が東京都内にあり、かつ、第17条に定める登録会員が15名以上所属するスノースポーツ団体は、本連盟に加盟を申請することができる。